

各消費生活協同組合
代表理事 殿

東京都生活文化局消費生活部長

三 木 暁 朗
(公印省略)

消費生活協同組合の政治的中立の確保について (通知)

標記の件については、貴組合におかれましても日頃から御配慮いただいているところですが、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項において「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しています。

つきましては、平成 29 年 7 月 2 日（日）に実施が予定される東京都議会議員選挙に際し、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から疑念を持たれることのないよう、引き続き、適正な組合運営の実施をお願いいたします。

法第 2 条第 2 項の規定の趣旨等については、別添の「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（昭和 62 年 6 月 30 日付け社生第 77 号厚生省社会局生活課長通知）において、また、組合を特定の政党のために利用することとなる事例については「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成 28 年 6 月 15 日付け社援地発 0615 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）において、それぞれ示されているとおりです。

なお、本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページに掲載していますので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

- 1 昭和 62 年 6 月 30 日付社生第 77 号厚生省社会局生活課長通知 (写)
- 2 平成 28 年 6 月 15 日付社援地発 0615 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知(写)

<問い合わせ先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課

生活協同組合担当

電話 03-5388-3060

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号